

## ◎理事長が交代しました

本年6月17日、第11回ひょうご消費者ネット（以下、同ネット）の総会において第3代理事に鈴木尉久（すずき・やすひさ）が就任した。鈴木新理事長は兵庫県を代表する消費者弁護士の1人で、専門はクレジット問題と約款問題、そして旅行に関する消費者問題である。7月1日には日弁連消費者問題主催「旅行問題についての夏期研修会」の基調講演者になった。平成25年度の兵庫県弁護士会会長であり、「旅行のトラブル相談Q&A」の共著者でもある。現在、モンベルの系列会社ベルカディアに対する差止め請求訴訟の主任弁護人である。

## ◎モンベルアウトドアチャレンジについての差止め訴訟

ベルカディアは「モンベルアウトドアチャレンジ」のブランド名で旅行業を営んでいた。この会社が登山ツアーの参加チケットに「万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します」という条項を設けて、ツアー参加者の署名を取っていた。これが消費者契約法第8条1号等に反し、また、契約締結過程における同社の行為が消費者契約法第4条2項に該当することを理由として、契約条項の使用差止を求めたのである。

裁判は継続しているが、こちらが有利に裁判を進めていると、その約款自体を次々と変更してくる。そのたびごとに訴訟の対象が変わり、ついに問題がないところまでいくと、訴訟は同ネットの敗訴となる。これは制度としておかしくないか。

## ◎貧弱さが際立つ

先般、朝日新聞（6月7日付）に同ネットのことが記事になった。見出しは「消費者訴訟 担い手資金難 被害金取り戻す新裁判制度『うちは無理』」 というのである。事務所の広さがわずか7平方メートル弱で、3人も入れば、身動きが取りづらくなる。同ネットは全員ボランティアで消費者訴訟の担い手として法的に位置づけられているが、資金難で被害金を取り戻す新裁判制度（消費者裁判手続特例法）について「特定資格」を取ろうにも活動資金不足で担えない、というわけである。同ネットの年間予算は良くなったものの340万円。以前、視察したオーストラリアの「コンシューマー・ロウ・アクション」の年間3億円とはほど遠い。世界では、この程度の予算規模の団体がスタンダードなのである。日本の適格消費者団体制度の貧弱さが際立つ。

今回この新裁判制度の実効化のために、国民生活センターが訴訟前の財産保全処分に必要な担保金を貸付けられるようになった。必要な法改正だと思うが、諸外国の集団訴訟制度と比較してまことに貧弱である。

平成29年6月4日に明治大学で開催された「比較法学会」のシンポジウム「消費者法の発展－被害の救済手法と抑止手法の多様化」の報告をみると、日本における新裁判制度は他の先進諸国と比べ、制度の志だけは負けないかもしれない。しかし、被害救済についての実効性は圧倒的に劣っていると思う。団体訴権を本当に実効化するためには、まだ制度ができて時間は経っていないが、根本的に見直す必要があると思う。この制度ができたときに“小さく産んで大きく育てる”といわれたが、大きく変えないと「小さいままでは終わる」と思う。日本の適格消費者団体制度は近々見直す必要がある。

団体  
訴権への展開

# 活動報告と新裁判制度にひと言

NPO法人ひょうご消費者ネット前理事長 弁護士 山崎省吾

